

予備自衛官標旗の取扱いについて（通達）

昭和 55 年 7 月 1 日
陸幕人計第 266 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿

陸上幕僚長

（例規 23）

予備自衛官標旗の取扱いについて（通達）

標記について、下記により実施されたい。

記

- 1 目的
予備自衛官のシンボルとして、招集訓練等における団結の強化に資する。
- 2 名称
予備自衛官標旗
- 3 交付及び備付け
各訓練招集部隊等に各 1 りゅう交付し、同部隊等に備え付ける。
- 4 規格
 - (1) 標旗 別紙
 - (2) 附属品 旗ざお、かん頭、三脚架、収納袋
- 5 使用する場合
 - (1) 訓練招集部隊等において招集訓練を実施する場合
 - (2) その他自衛隊で実施する公式の式典に予備自衛官部隊として参加する場合
- 6 細部取扱い要領
 - (1) 予備自衛官標旗を使用する場合における旗手の動作については、陸自教範 22—1 「基本教練」による。
 - (2) その他細部取扱い要領については、訓練招集部隊等の長の定めるところによる。

予備自衛官標旗の規格

